

# 青森県報

第千八百七十九号

平成十三年六月六日(水曜日)

## 目次

### 公 告

○新規土地改良事業施行認可申請の適当の決定……………(農村整備課) ……一

### 出先機関

○土地改良事業施行協議の適当の決定……………(東地方農林水産事務所) ……一

### 正 誤

○平成十三年三月三十日号外第三十二号訓令中……………(総務学事課) ……二

## 公 告

### 新規土地改良事業施行認可申請の適当の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、廻堰大溜池土地改良区が新たに行う上藤森地区の土地改良事業の施行認可の申請を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十三年六月六日

青森県知事 木村守男

### 縦覧に供する書類

1 土地改良事業計画書の写し

2 定款の写し

### 縦覧の期間

平成十三年六月七日から同年七月四日まで

### 縦覧の場所

鶴田町役場

## 出 先 機 関

### 土地改良事業施行協議の適当の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、今別町が行う母沢地区の土地改良事業の施行に係る協議を適当と決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十三年六月六日

東地方農林水産事務所長 山口忠久

### 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

### 縦覧の期間

平成十三年六月七日から同年七月四日まで  
縦覧の場所  
今別町役場

正

誤

発行年月日 発行番号		区分		番号		ページ		段		行	
平成一三・三〇 号外第三二二号		訓令甲		第一九号		二		下		一四	
四		上		表中		正		誤		正 誤	
環境政策課 原子力安全対策課 自然保護課 美術館整備・芸術ハブ ク構想推進室		環境政策課 原子力安全対策課 自然保護課		美術館整備・芸術ハブ ク構想推進室		美術館整備・芸術ハブ ク構想推進室		美術館整備・芸術ハブ ク構想推進室		第十六条、第十八条第一項及び第二十一条中「文書課長」を「総務学事課長」に改める。 第十五条第二項、第十六条、第十八条第一項及び第二十一条中「文書課長」を「総務学事課長」に改める。	
青	青	青	青	青	青	青	青	青	青	青	青
原	原	原	原	原	原	原	原	原	原	原	原
美	美	美	美	美	美	美	美	美	美	美	美
青	青	青	青	青	青	青	青	青	青	青	青

総務学事課

発行所・発行人 青森市長島一丁目一番一号 青森県	印刷所・販売人 青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社
--------------------------------	--------------------------------------

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十七円八十五銭